

# 第1章 米国ボンド制度の調査研究

## I. 建設会社の信用状態の審査

### 1. 事前審査

#### a) 建設会社への依頼書類

ボンド会社は、建設会社からボンドの発行申し込みがあったとき、主に下記書類の提出を建設会社に依頼している。

- ✚ 最大完成工事リストと総利益関連の結果 ( List of largest completed jobs and related gross profit results )
- ✚ 会計年度末の監査済財務諸表 ( Audited or reviewed fiscal year end statement )
- ✚ 完成工事明細書 ( Status of contracts completed )
- ✚ 未成工事明細書 ( Status of contracts in progress )
- ✚ 発注者、建築士、技術者からの推薦状 ( Letters of recommendation from owners, architects and engineers )
- ✚ 一般管理費明細 ( Schedule of general and administrative expenses )
- ✚ 主要従業員の履歴書 ( Resumes of key employees )
- ✚ キャッシュフロー計算書 ( Statement of Cash Flow )
- ✚ 個人財務諸表 ( Personal Financial Statement )
- ✚ 銀行信用照会票 ( Bank Reference )

#### b) 総保証限度額の算出方法

ボンド会社は、まず 3～5 年年分の会計年度末監査済財務諸表から運転資本 ( Working Capital ) と自己資本 ( Net Worth ) を算出している。

具体的に下記貸借対照表から運転資本と自己資本を算出<sup>1</sup>してみる。まずボンド会社は運転資本を算出するときに、流動資産計 ( Total Current Assets ) から未請求工事高 ( Unbilled Work )、その他流動資産 ( Other Receivables )、棚卸資産 ( Inventories )、投資 & JV 出資金 ( Investments & Advances to Construction Joint Ventures )、繰延所得税 ( Deferred Income Tax ) を控除している。

---

<sup>1</sup> 米国保証協会 ( SAA ) ロバート・デューク氏にインタビュー調査

流動資産から控除する理由として、

- ✚ 未請求工事高は、変更契約金額が確定していないために発注者に請求できない金額、工事代金の支払いに関して訴訟中のため請求できない金額の場合
- ✚ その他流動資産は、オーナー会社からの受取勘定である場合
- ✚ 棚卸資産は、現在の工事に使用されていない場合
- ✚ 投資は、所有している有価証券に現金換金性がない場合。

いずれの場合も、ボンド会社は建設会社に対して未請求工事高、その他流動資産、棚卸資産、投資内訳を依頼して、未請求工事高の状況を把握、その他流動資産のうち通常の営業サイクルにないものを控除、棚卸資産のうち現時点で現場投入予定の資材と在庫資材を区別、投資はどのような会社の有価証券を保有し、非上場であればその会社がどのような会社なのか確認を行っている。それによって現金換金性の有無を判断し、流動資産から控除している。

米国保証ボンド仲介者協会（NASBP：National Association of Surety Bond Producers）主催のボンドスクールにおいても、運転資本は、流動資産合計から受取手形（Notes Receivable）、完成工事未請求額（Unbilled Amounts on Completed Contracts）、前払費用とその他流動資産（Prepaid Expenses and Other Current Assets）を控除した数値から流動負債合計を控除して算出している。

次にボンド会社は自己資本を算出するときに、自己資本から無形固定資産（Intangible Assets）を控除している。営業権（Good Will）等の無形固定資産も現金換金性がないため、控除対象となっている。

このようにボンド会社は、運転資本と自己資本を算出した後、運転資本に対しては 10 倍、自己資本に対しては 5 倍を掛けて総保証限度額を算出する。この数値が総保証限度額を設定するときのスタートポイントとなる。また、総保証限度額設定に運転資本を利用するか、自己資本を利用するかはボンド会社の過去の保証経験等によって判断されることになる。自己資本に対する倍数の根拠は確認できなかったが、運転資本に対する倍数の根拠は、数十年以上前から建設業界では工事代金を支払うときに約 10%の留保を行う慣習があった。この留保金の慣習から建設会社は工事代金総支払額の 10%の資金を建設会社が保有していることが信用状態を判断する上での基準となったことがはじまり<sup>2</sup>である。

---

<sup>2</sup> 米国保証協会（SAA）ロバート・デューク氏にインタビュー調査

図表 1-1 貸借対照表（資産の部）

Balance Sheet		1997	1998	1999	2000	2001
Current assets:	Cash & cash equivalents	3,714,385	4,336,145	3,888,485	3,143,088	4,415,296
	Marketable securities & short-term investment	753,201	904,976	433,298	445,952	571,063
Receivables:	Contract receivables currently due	9,015,921	12,017,327	6,530,574	8,770,176	10,338,676
	Retainages on contracts	2,278,462	3,044,383	1,902,012	2,206,072	3,093,791
	Unbilled work	706,403	675,884	250,557	179,099	355,082
	Other receivables	1,486,770	255,633	698,056	649,500	798,961
	Less allowance for doubtful accounts	135,761	803,388	73,693	102,414	107,226
	Total receivables, net	13,351,795	15,189,839	9,307,506	11,702,433	14,479,284
	Inventories	1,049,561	655,882	753,174	814,378	1,339,983
	Costs & recognized earnings in excess of billings on uncompleted contracts	2,881,512	4,025,563	1,156,049	1,573,811	2,444,006
	Investments in & advances to construction joint ventures	605,607	518,180	152,612	210,791	319,881
Income taxes:	Current/refundable	149,788	188,605	29,978	19,905	98,821
	Deferred	420,523	449,785	99,332	106,166	270,411
	Other current assets	1,124,698	1,628,996	857,723	14,568	1,147,209
	Total current assets	24,051,070	27,897,971	16,678,158	18,831,091	25,085,953
	Property, plant & equipment	21,060,765	25,343,488	18,202,471	21,829,585	27,102,841
	Less accumulated depreciation	11,321,263	15,582,456	10,931,167	11,810,913	14,664,817
	Property, plant & equipment, net	9,739,502	9,761,032	7,271,305	10,018,673	12,438,024
Noncurrent assets:	Long-term investments	1,099,835	487,305	182,010	97,662	110,079
	Deferred income taxes	222,371	347,185	61,793	23,391	63,529
	Other assets	3,133,932	3,894,780	1,456,034	2,061,202	3,081,881
	total noncurrent assets	14,195,640	14,490,302	8,971,142	12,200,928	15,693,513
	Intangible assets	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
	Total assets	38,246,710	42,388,273	25,649,299	31,032,019	40,779,466

出典：建設財務管理協会（CFMA：Construction Financial Management Association）資料より作成

図表 1-2 貸借対照表（負債資本の部）

Balance Sheet		1997	1998	1999	2000	2001
Current liabilities:	Current maturity on long-term debt	657,225	931,137	766,201	971,801	1,278,894
	Notes payable & lines of credit	834,503	276,486	503,907	490,249	832,220
Accounts payable:	Trade, including currently due to subcontractors	4,965,755	8,212,199	3,839,375	4,720,573	6,384,892
	Subcontractor retainages	752,418	1,122,088	594,871	763,822	945,266
	Other	298,830	106,133	536,073	365,669	368,151
	Total accounts payable	6,017,003	9,440,420	4,970,319	5,850,064	7,698,309
	Accrued expenses	2,633,540	3,399,267	1,158,733	1,890,236	2,013,415
	Billings in excess of costs & recognized earnings on uncompleted contracts	3,485,501	4,743,799	2,070,224	2,200,037	3,287,241
Income taxes:	Current	253,930	169,907	159,390	246,516	100,815
	Deferred	23,988	59,461	39,909	39,452	137,008
	Total income taxes	277,918	229,368	199,299	285,968	237,823
	Other current liabilities	3,130,628	974,128	544,924	655,869	1,105,965
	Total current liabilities	17,036,318	19,994,605	10,213,606	12,344,224	16,453,868
	Long-term debt, excluding current maturities	4,341,101	3,953,622	3,418,661	4,288,936	6,531,498
	Deferred income taxes	664,299	550,371	335,302	404,506	468,713
	Other	1,525,756	1,588,613	927,769	534,910	1,236,946
	Minority interests	22,815	46,829	36,233	60,448	43,227
	Subtotal	6,553,971	6,139,435	4,717,965	5,288,800	8,280,384
	Total liabilities	23,590,289	26,134,040	14,931,572	17,633,025	24,734,251
Net worth:	Common stock, par value	509,438	466,611	235,689	207,359	299,447
	Preferred stock, stated value	427,008	400,249	14,391	26,649	129,888
	Additional paid-in capital	2,722,959	3,418,254	1,459,871	3,158,262	3,724,588
	Retained earnings	10,038,925	11,208,116	8,234,914	10,186,266	11,960,519
	Treasury stock	462,905	441,910	244,908	892,632	1,017,238
	Excess value of marketable securities	361,490	43,202	13,830	7,664	9,699
	Other equity	1,059,506	1,159,711	1,030,600	705,427	928,310
	Total net worth	14,656,421	16,254,233	10,717,728	13,398,994	16,045,214
	Total liabilities & net worth	38,246,710	42,388,273	25,649,299	31,032,019	40,779,466

出典：CFMA 資料より作成

図表 1-3 ボンド会社の運転資本と自己資本の算出方法

	1997	1998	1999	2000	単位 :円 2001
流動資産計 (Total Current Assets )	\$24,051,070	\$27,897,971	\$16,678,158	\$18,831,091	\$25,085,953
未請求工事高 (Unbilled Work)	-\$706,403	-\$675,884	-\$250,557	-\$179,099	-\$355,082
その他流動資産 (Other Receivables)	-\$1,486,770	-\$255,633	-\$698,056	-\$649,500	-\$798,961
棚卸資産 (Inventories)	-\$1,049,561	-\$655,882	-\$753,174	-\$814,378	-\$1,339,983
投資 & JV出資金 (Investments in & advances to construction joint ventures )	-\$605,607	-\$518,180	-\$152,612	-\$210,791	-\$319,881
繰延所得税(Deferred Income Tax)	-\$420,523	-\$449,785	-\$99,332	-\$106,166	-\$270,411
実質流動資産計(Real Current Assets)	\$19,784,203	\$25,344,605	\$14,726,426	\$16,873,157	\$22,003,636
流動負債 (Total Current Liabilities )	\$17,036,318	\$19,994,605	\$10,213,606	\$12,344,224	\$16,453,868
運転資本 (Working Capital )	\$2,747,885	\$5,350,000	\$4,512,820	\$4,528,933	\$5,549,768
自己資本 (Total Net Worth )	\$14,656,421	\$16,254,233	\$10,717,728	\$13,398,994	\$16,045,214
無形固定資産 (Intangible Assets)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
実質自己資本 (Real Net Worth )	\$14,656,421	\$16,254,233	\$10,717,728	\$13,398,994	\$16,045,214
総保証限度額 (Total Workload )					
総保証限度額 (10× 運転資本 )	\$27,478,850	\$53,500,000	\$45,128,200	\$45,289,330	\$55,497,680
総保証限度額 (6× 実質自己資本 )	\$73,282,105	\$81,271,165	\$53,588,640	\$66,994,970	\$80,226,070

### c) それ以外の審査

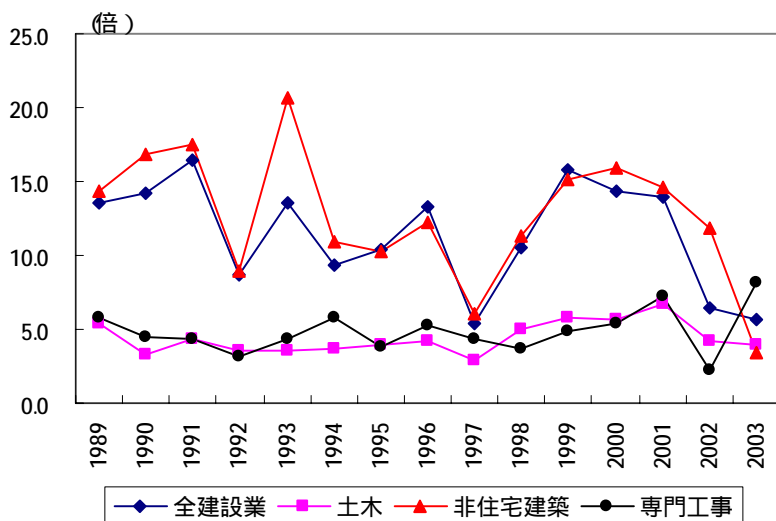
ボンド会社は、運転資本、自己資本を用いて総保証限度額を算出した後、キャッシュフロー計算書で建設会社の現金の流れを把握、主要従業員の履歴書でプロジェクトマネージャーの人数等を把握、完成工事明細書で施工経験工事を把握、未成工事明細書でバックログ<sup>3</sup> (Backlog) を把握している。以上の分析を行うことによってバックログに比べプロジェクトマネージャーの数は少なくないか？施工経験のない工事の申込ではないか？現金の流れはうまくいっているか？等の分析を行っている。バックログは建設会社の手持ち工事残高であるため、バックログ額が大きいくほど総保証限度額を設定する際、建設会社に有利に働く可能性が高い。以上の分析は、ボンド会社のアンダーライターによる主観的要素が強くなる。

財務比率においては、負債比率 (Debt to Net Worth)、完成工事高総利益率 (Gross Margin

<sup>3</sup> 建設会社の手持ち工事残高のことであり近い将来完成工事高に計上される数値

to Revenue) が重要な比率<sup>4</sup>となっている。アンダーライターは、他の比率も含め時系列分析を行い、運転資本または自己資本で設定した総保証限度額より多く総保証限度額を設定するか、少なく設定するかを判断する。ボンド会社は事前に建設会社の保証限度総額 (Total Workload) と 1 工事あたり保証限度額 (Credit of Single Contract) の希望を聞いておく。

図表 1-4 バックログ自己資本比率



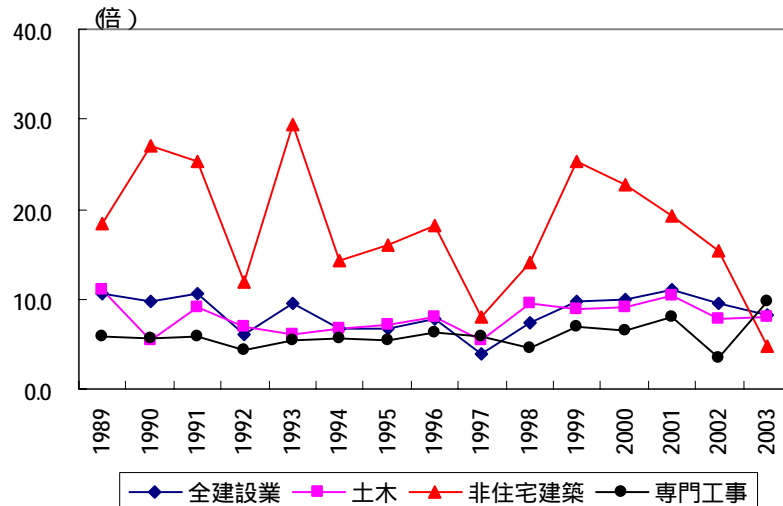
出典：CFMA 資料より作成

注) 1. バックログ自己資本比率=バックログ/自己資本

2. 米国保証ボンド仲介者協会 (NASBP) 資料によれば、バックログは自己資本の 5~10 倍を快適値域としている。

<sup>4</sup> NASBP 主催 Surety School 出席、当事務所アンケート調査 (2002 年 10 月実施) より

図表 1-5 バックログ運転資本比率



出典：CFMA 資料より作成

注) 1. バックログ運転資本比率=バックログ/運転資本

2. 米国保証ボンド仲介者協会 (NASBP) 資料によれば、バックログは運転資本の 10~20 倍を快適値域としている。

#### d) 1 工事あたり保証限度額の設定

1 工事あたり保証限度額の設定は、最大完成工事リストと総利益関連の結果を利用して決定されている。ボンド会社はそのリストから最も完成工事高の大きい 3~5 工事をピックアップして各工事の収益状況を分析している。さらに、そのリストには発注者名、発注者の電話番号が記載されている場合もあり、ボンド会社から直接発注者に建設会社の工事履行状況や施工中に何かトラブルはなかったかどうかなどの質問を行っている。

#### e) 建設会社の施工可能工事の判断

ボンド会社の中には、建設会社の北米産業分類システム: NAICS<sup>5</sup>(North American Industry Classification System)コードを確認しているが、建設会社の施工可能工事を判断するときが一番重視していることは施工経験工事である。同じ建物であっても、学校、病院、公共建造物、商業建造物を建設するには各建物で違った技術が必要になってくる。そのため、過去の施工経験工事一覧が建設会社の施工可能工事を判断する上で非常に重要になってくる。

<sup>5</sup> 1997年に初めて NAICS が採用された。標準産業分類 (SIC(Standard Industrial Classification)) では、現代の産業構造の大幅な変化に対応しきれないというのが主な理由。現在の産業構造に近い形 (製造業に偏っていた産業分類からサービス産業が大幅に加えられた、情報産業が追加された等) になったメリットがあるものの、NAICS データと SIC データが比較できないデメリットがある。

## 2. 入札ボンド引受時

建設会社は、ボンド会社にボンド発行を依頼するとき、ボンド申込書を提出している。この申込書を受けてボンド会社は、あらかじめ設定している保証限度総額と1工事あたり保証限度額を超えていないか確認を行い、問題がなければ入札ボンドを建設会社に発行する。ボンド会社は、基本的に入札日当日の朝に入札ボンド証券が建設会社の事務所に到着するよう手配している。ただし、財務状態が安定した建設会社に対しては、数日前に入札ボンドを送付していることもある。

ボンド会社は、あらかじめ設定している保証限度総額と1工事あたり保証限度額を超えて保証することは基本的にはない。しかし、建設会社の工事ごとの進捗状況をタイムリーに確認することは事実上不可能であるため、建設会社が保証限度額を超えてボンドの発行を受けたいときにはブローカーを通じて建設会社の要求を聞き、ボンド会社のアンダーライターの権限によってボンドの発行を行うことがある。

例えば、100万ドルの保証限度総額を持っている建設会社が、2003年8月時点の請負契約進捗報告書（*Status of contracts in progress*）で保証限度使用額が90万ドルである旨の報告をボンド会社にしているとする。建設会社は、2003年9月までに数件の工事が完成したため保証限度使用額が70万ドルに減少したと判断し、2003年10月の20万ドルの入札に参加するためにボンド会社にボンドの発行を依頼した。次回の請負契約進捗報告書の提出は2003年11月時点のものであるが、ボンド会社は建設会社の保証限度総額使用金額が70万ドルに減少する資料や毎月の工事代金の請求額はいくらになるかなど、その他ボンド会社のアンダーライターの求めに応じて、ブローカーを通して必要資料を建設会社から受取り、アンダーライターが保証の可否を決定することになる<sup>6</sup>。

もうひとつ例を挙げると、100万ドルの保証限度総額を持っている建設会社が、2003年8月時点の請負契約進捗報告書（*Status of contracts in progress*）で90万ドルの保証限度総額を使用している報告書をボンド会社に提出しているとする。2003年10月の入札日時点の保証限度使用額は85万ドルにしか減少しないが、2003年10月の20万ドルの入札に参加したいためボンド会社にボンドの発行を依頼した。ボンド会社のアンダーライターは建設会社の現在の状況を確認するために必要な資料を建設会社から受取り、保証の可否を決定することになる。この場合入札日時点では保証限度使用額は85万ドルしか減少しないため、ボンド会社は建設会社に対し工事着工日までに保証限度使用額を80万ドルに減少させる旨の同意書を依頼することになる<sup>7</sup>。このケースでは、工事着工日までに保証限度使用額を減少させればボンド会社は保証が可能としているが、基本的には入札日前を基準に話し合いが行われる。このように、各ボ

---

<sup>6</sup> 公認会計士ダーリン・ウェバー氏にインタビュー調査

<sup>7</sup> Marsh Inc. サンドラ・ノワコウスキー氏にインタビュー調査



ンド会社の方針、建設会社の財務状況によって柔軟に対応する場合もある<sup>8</sup>。

いずれのケースにおいても、基本的にアンダーライターは建設会社の財務内容が一番の判断材料となり、かつボンド市場の動向等が加味されて保証の可否が決定することになる。

建設会社の立場から入札ボンド申込を考えると、入札前に入札金額を第3者に知らせることになる。しかし、建設会社にとって入札ボンド申し込み時点では、はっきりとした入札金額が決まっておらず、見積入札金額より増額して申し込んでいるためさほど気になる金額ではない<sup>9</sup>。

---

<sup>8</sup> 米国保証協会（SAA）ロバート・デューク氏にインタビュー調査

<sup>9</sup> 日系ゼネコン聞き取り調査

図表 1-6 ボンド申込書

申込日 \_\_\_\_\_

建設会社名: ABC 建設

発注者名: アメリカン INC

ブローカー名: ベストブローカー

入札日: 4/1/ x x

入札ボンド額: 5%

見積入札金額: \$4,500,000

工事内容: 建築工事

工事完成期間: 18 ヶ月

違約金額: \$1,750 / 週

瑕疵担保期間: 1 年

融資方法: 公的機関

支払方法: 月払い

自社施工金額: \$2,000,000

下請建設会社: 電気工事 \$500,000 機械工事 \$425,000 設備工事 \$800,000

内装工事 \$725,000

その他関連情報: \_\_\_\_\_

出典: NASBP 主催 Surety School 資料より作成

### 3. 履行・支払ボンド引受時

#### a) 入札結果におけるボンド会社の対応

ボンド会社から入札ボンドの発行を受けた建設会社が工事を落札した場合、ボンド会社は履行・支払ボンドの発行を行う。ほとんどのケースでは、入札ボンドが発行されれば履行・支払ボンドは工事落札後速やかに発行されるが、入札結果で10%スプレッドなどの問題が発生した場合、ボンド会社から建設会社に対していくつかの質問を行うことがある。入札結果と建設会社からの回答によってボンド会社は保証の可否を判断することになる。

建設会社が低入札価格で工事を落札した懸念がある場合、ボンド会社は建設会社の落札金額を発注者の予定価格<sup>10</sup>・2番札、3番札建設会社の入札金額と比較するとともに、建設会社に落札金額について質問を行う。その質問に対して建設会社から「新技術のため数%のコスト削減に成功している。」「資材調達が数%安価に入手できたため。」等の回答が得られその回答に信憑性があると判断された場合ボンド会社は履行・支払ボンドを発行している<sup>11</sup>。

また、経営状態の安定した企業が低価格で工事を落札したとボンド会社が判断したとしても、それが経営に影響を与えないと判断した場合はボンド発行されるし、影響を与えると判断した場合はボンド発行しないこともある。

連邦調達庁（GSA：General Services Administration）においても、建設会社の入札価格が施工可能かどうか判断することは難しく<sup>12</sup>、それはボンド会社も同様である。よってどのようなケースにおいても、ボンド会社は建設会社との話し合いによって保証の可否を判断している。

ボンド会社は、入札ボンドを発行したが工事を落札できなかった建設会社に対しては、入札後7日以内に入札順位第3位までを記載する入札結果書（Bid Results Form）の提出を求めている。建設会社が入札結果書を提出することによって、ボンド会社は入札ボンド発行時に設定していた担保や使用していた与信枠（Bonding Capacity）が解除される。

#### b) 履行・支払ボンド発行までの手順

建設会社が工事を落札した後、発注者は落札通知書を建設会社に送付する。建設会社は履行・支払ボンド申込書と落札通知書をボンドブローカーに渡し、ボンドブローカーがボンド会社に送付・持参することによって履行・支払ボンドの発行を受けている。保証料はボンド会社が履行・支払ボンド発行時に支払いを行うか、ブローカーがボンド会社から請求書を受け取って後日建設会社に請求して保証料を受け取っている。

<sup>10</sup> 予定価格は、公共発注者の場合公開されることが多いが、民間発注者の場合、予定価格を入手するのは困難なケースが多い。Willis デビット・ハシモト氏にインタビュー調査

<sup>11</sup> 米国保証協会（SAA）ロバート・デューク氏にインタビュー調査

<sup>12</sup> ダンピング調査団（2003年2月）随行時にワデ・ベルチャー氏より聴取

#### 4. 定期的な審査

##### a) 請負工事進捗状況報告書による審査

ボンド会社は、四半期に一度建設会社から請負工事進捗状況報告書 ( Status of contracts in progress ) を受け取っている。この報告書では、

1. 変更契約を含めた請負金額 ( Contract Price Including Approve Change Orders )
2. 入札時点での見積工事原価 ( Contractor's Estimated Cost at Time of Bid )
3. 契約留保金を含めた現時点の請求額 ( Total Amount Billing to Date Including Retaining )
4. 現時点での工事原価 ( Total Costs to Date )
5. 工事完成までの見積原価 ( バックログ ) ( Revised Estimated Remaining Costs to Complete )

等の情報が記載されている。この情報を下にボンド会社は、収益分析表 ( Income Analysis ) を使用して、

6. 修正総費用 ( Revised Total Costs ) ( 4 + 5 )
7. 当初見積完成工事高総利益 ( Original Estimated Gross Profit ) ( 1 - 2 )
8. 修正完成工事高総利益 / 損失 ( Revised Gross Profit/Loss ) ( 1 - 6 )
9. 現時点の費用を超える請求額 ( Excess Billings Over Costs ) ( 3 - 4 )
10. 現時点の請求額を超える費用 ( Excess Costs Over Billings ) ( 4 - 3 )
11. 現時点の出来形 ( % of Completion Cost/Cost ) ( 4 ÷ 6 )
12. 現時点の完成工事高 ( Gross Revenue Earned ) ( 1 × 11 )
13. 現時点の完成工事高総利益 ( Gross Profit Earned ) ( 12 - 4 )
14. 現時点の請求額を超える完成工事高 ( Costs & Earnings in Excess of Billings ) ( 12 - 3 )
15. 現時点の完成工事高を越える請求額 ( Billings in Excess of Costs & Earnings ) ( 3 - 12 )

を算出し工事ごとに収益状況、工事代金回収状況を把握していく。工事代金回収状況に関しては、工事ごとの現時点の完成工事高を越える請求額 ( 日本でいう未成工事受入金 ) と現時点の請求額を超える完成工事高 ( 日本でいう未成工事支出金 ) とのバランスを審査している。建設財務管理協会 ( CFMA : Construction Financial Management Association ) 資料では、会員 ( ENR ( Engineering News-Record ) が発表している総合建設会社上位 100 社中 65 社、下請

会社上位 50 社中 32 社が会員)を土木<sup>13</sup>、非住宅建築<sup>14</sup>、専門工事<sup>15</sup>の 3 業種に分けて 1 社平均財務諸表を公開している。それによると 3 業種とも工事取下げ率は 100%を超えている。

日本の場合、未成工事受入金と未成工事支出金は入金及び支払いをもって各勘定に計上している。工事進行基準会計の米国では、未成工事受入金は請求書を発注者に発送した時点(工事代金を受け取っていない時点)をもって貸借対照表に計上しているという違いがある。

日米の工事取下げ率を比較すると米国(専門工事)は 100%以上で推移しているが、日本(職別)は 80%を下回っている。しかし、前述のとおり勘定の認識のタイミングが異なるため、米国より日本の方が財務体質や工事代金回収能力が悪いと判断はできない。

ボンド会社は、工事取下げ率が低い企業に対して工事代金の受け取り状況に関して何らかの追加調査を行うことが多い。また請負工事進捗状況報告書は、工事ごとの収益状況・工事代金回収状況が把握できるため、何らかの理由で工事が中断された工事・工事代金が請求できない工事などの把握にも役立っている。

また、ボンド会社は建設会社から請負契約進捗状況報告書を受け取るのと同時に、各発注者に対して工事変更契約を含めた最終請負金額等を確認するための書類( Status report )を発送して工事状況を把握している。Status report は建設会社に提出を依頼している請負工事進捗状況報告書に比べ簡易なものではあるが、工事完成物件と工事進捗物件に分けて質問を行っている。工事完成物件に対しては、工事完成日と工事完成承認日、最終工事契約金額、総工事代金支払額、建設会社の施工工事に対する満足度、未払工事代金の有無(未払工事代金があればその理由)を確認している。工事進捗物件に対しては、現時点の出来形、現時点の工事代金支払額、契約留保金額、建設会社が労働者や資材会社に工事代金を支払っているかの確認、工事完成予定日、現時点の工事の達成度合いと進捗状況の満足度を発注者に確認を取り、建設会社から提出される請負契約進捗状況報告書と相違がないか確認を取っている。

---

<sup>13</sup> 1987 標準産業分類(SIC(Standard Industrial Classification))における Highway and Street, Except Elevated Highways(1611)、Bridge, Tunnel, and Elevated Highway(1622)、Water, Sewer, Pipeline, and Communications, Power Line(1623)、Heavy (1629)を指し、1997 北米産業分類(NAIC(North American Industrial Classification))における Highway and Street(23411)、Bridge and Tunnel(23412)、Water, Sewer and Pipeline(23491)、Power and Communication Transmission Line(23492)、Industrial Non-Building Structure(23493)、All Other Heavy(234999)を指す。

<sup>14</sup> 1987 標準産業分類(SIC(Standard Industrial Classification))における Industrial Buildings and Warehouses(1541)、Nonresidential Buildings(1542)を指し、1997 北米産業分類(NAIC(North American Industrial Classification))における Commercial and Institutional Building(23332)、Manufacturing and Light Industrial Building, Except Warehouse(23331)を指す。

<sup>15</sup> 1987 標準産業分類(SIC(Standard Industrial Classification))における Plumbing, Heating, and Air-Conditioning(1711)、Painting and Paper hanging(1721)、以下番号のみ 1731, 1741~1743, 1751~1752, 1761, 1771, 1781, 1791, 1793~1796, 1799 を指し、1997 北米産業分類(NAIC(North American Industrial Classification))における Plumbing, Heating, and Air-Conditioning(23511)、Painting and Wall Covering(23521)、Security Systems Services, Except Locksmiths(561621)、以下番号のみ 23531, 23541~23543, 23551~23552, 23561, 23571, 23581, 23591~23595 を指す。

図表 1-7 請負工事進捗状況報告書

建設会社名と住所		未成工事契約				
ABC建設		×月 日時点				
工事件名	1	2	3	4	5	工事完成 予定日
	変更契約を含めた 請負金額	入札時点での 見積工事原価注1)	契約留保金を含めた 現時点の請求額注2)	現時点の 工事原価	工事完成までの 見積費用	
1. ABC Mart拡張工事	600	500	300	400	250	
2. XYZ Officeカーペット工事	1,500	1,300	1,000	800	300	
3. UFO Hotel空調工事	800	700	600	500	50	
4. Japan Office改築工事	2,000	1,500	900	300	1,500	
5. DC Bar塗装工事	900	300	400	500	500	
6.						
7.						
8.						
9.						
10.						
<b>Totals</b>	5,800	4,300	3,200	2,500	2,600	

去年1年間または前回請負契約進捗状況報告書提出以降の完成工事契約

工事件名	最終請負金額	工事原価	完成工事総利益(損失)

注)  
 1. 現時点での変更契約、追加工事の原価を含む  
 2. クレーム、訴訟を行っている金額は含めない。もし含める場合は説明要

書類作成者 \_\_\_\_\_  
 日付 \_\_\_\_\_

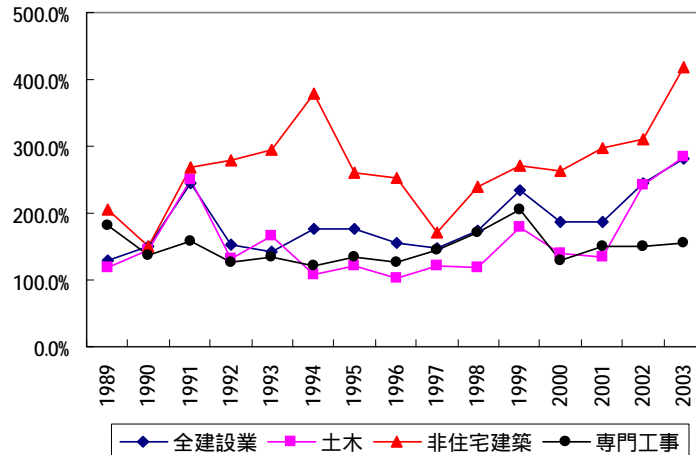
図表 1-8 収益分析表

建設会社名と住所		未成工事契約								
ABC建設		×月 日時点								
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	修正総費用 (4+5)	当初見積完成 工事総利益 (1-2)	修正完成工 事総利益 (損失) (1-6)	現時点の費 用を超える 請求額 (3-4)	現時点の請 求額を超える 費用 (4-3)	現時点の 出来形 (4÷6)	現時点の 完成工事高 (1×11)	現時点の 完成工事 総利益 (12-4)	現時点の請求額を 超える完成工事高 (12-3)	現時点の完成工 事高を超える請求 額 (3-12)
1.	650	100	-50		100	62%	369	-31	69	
2.	1,100	200	400	200		73%	1,091	291	91	
3.	550	100	250	100		91%	727	227	127	
4.	1,800	500	200	600		17%	333	33		567
5.	1,000	600	-100		100	50%	450	-50	50	
6.										
7.										
8.										
9.										
10.										
<b>Totals</b>	5,100	1,500	700	900	200		2,971	471	337	567

Remarks:

出典：NASBP 主催 Surety School 資料より作成

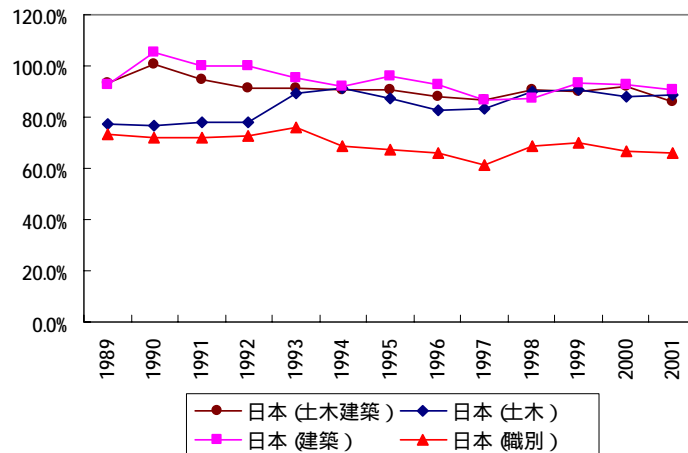
図表 1-9 工事取下げ率（米国）



出典：CFMA 資料より作成

- 注) 1. 工事取下げ率=(Billings in excess of costs & recognized earnings on uncompleted contracts (日本でいう未成工事受入金)/Costs & recognized earnings in excess of billings on uncompleted contracts(日本でいう未成工事支出金)) × 100
2. 工事進行基準会計の米国では、未成工事受入金は請求書を発注者に発送した時点（工事代金を受け取っていない時点）をもって貸借対照表に計上している

図表 1-10 工事取下げ率（日本）



出典：財)建設業情報管理センター資料「建設業の経営分析」より作成

- 注) 1. 工事取下げ率=(未成工事受入金/未成工事支出金) × 100
2. 日本標準産業分類における建設業は中分類で3種類(総合工事業、設備工事業、職別工事業)に大別している。財)建設業情報管理センターは総合工事業をさらに土木工事が完成工事高の80%を占めるものを土木工事業、土木工事が20%未満のものを建築工事業、それ以外のものを土木建築工事業としている。そのうち土木建築工事業、土木工事業、建築工事業、職別工事業の完成工事高50億円以上のもので比率を算出している。



#### **b) 包括損失補償契約締結による審査事務の軽減**

各ボンド会社の経営方針によって異なるが、経営状態が安定した建設会社に対しては、包括損失補償契約（General Indemnity Agreement）を交わすことによって定期的な審査を簡便なものにしている。ある建設会社では、包括損失補償契約をボンド会社と交わしてから、四半期ごとのボンド会社の面談はなくなり、請負契約進捗状況報告書も Email でボンド会社担当者に送信するのみとなっている。また、総保証限度総額の制約もなくなり、何か不測の事態やボンド市場に変化がない限りオートマチックにボンドの発行が行われる。また、別の建設会社では、年 2 回（年度末と半期）監査済財務諸表を提出していたが、半期の財務諸表はレビュー財務諸表の提出になった。各ボンド会社の対応と建設会社の経営状況、建設・ボンド市場の動向によってさまざまな審査事務の軽減を行っている。

#### **c) 日系ゼネコンの状況**

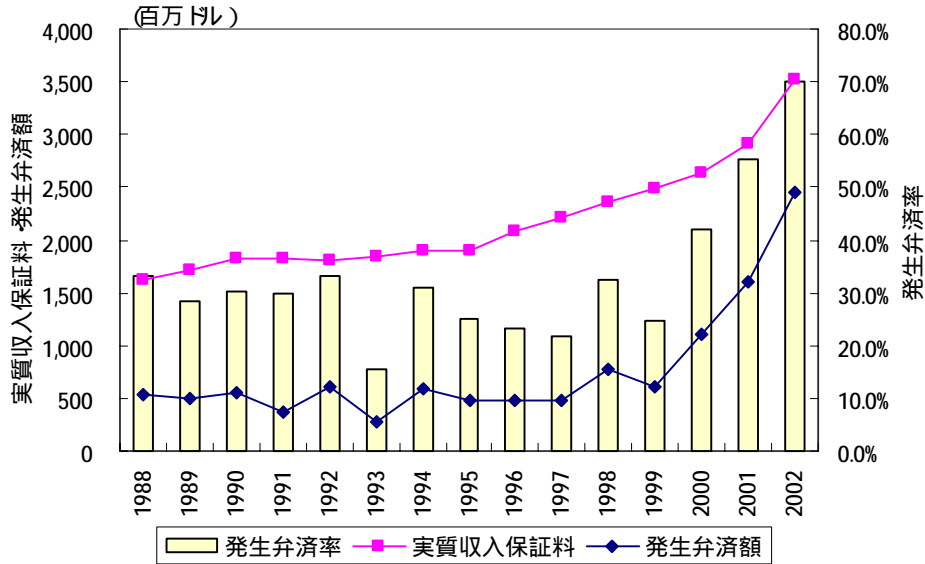
2001 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ以降、企業倒産や再保険市場の冷え込みによってボンド会社の弁済率・弁済額が増加した。2002 年においても弁済率 69.9%、発生弁済額は 2,454 百万ドル（前年比 52.7%）と上昇している。さらに 2002 年の実質収入保証料は 3,153 百万ドル（前年比 21.0%増）となっておりボンド保証料が増加していることがわかる。また、保険代理店 & ブローカー委員会（NIAB：The Council of Insurance Agents & Brokers）資料でも、2003 年第 2 四半期まで保証料が上昇したと回答した代理店 & ブローカーが全体の 80%強を占め、ボンド保証料が増加していることがわかる。2003 年第 3 四半期にようやく全体の 70%強に減少したものの、依然保証料が増加していると思われ 2003 年の実質収入保証料も増加することが予測できる。このような状況下の中、建設会社はボンド保証料増額、保証額の何%かの担保や銀行の信用状（Letter of Credit）をボンド会社から要求される状況が続きボンドの発行が受けられない状況となっている。

日系ゼネコンにおいては、日本経済の後退が依然続いていることと、日系金融機関の格付けが下がっているため、銀行信用状を提出してもボンド会社がボンド引受を拒否したり、格付けが B 以下の銀行では信用状を受け付けないと事前に通知してくるケースが増え日系ゼネコンのボンド獲得は厳しい状況が続いている<sup>16</sup>。このようにボンド会社は市場動向によって建設会社に対する審査方法や保証引受条件を臨機応変に変更している。

---

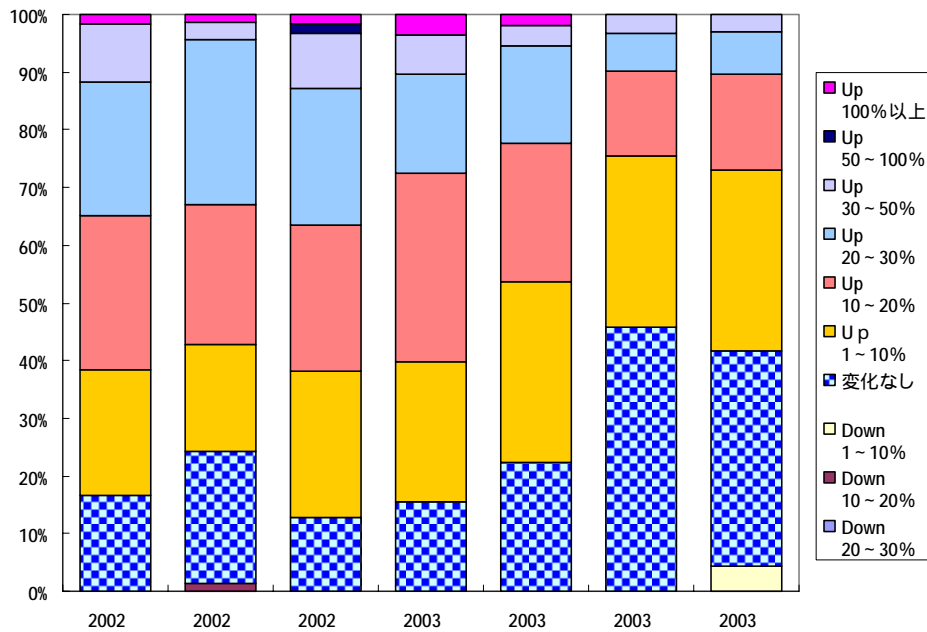
<sup>16</sup> AON Inc. ジェイク・ヤマモト氏にインタビュー調査

図表 1-11 ボンド会社の実質収入保証料・発生弁済額・発生弁済率



出典：米国保証協会「Top 100 Writers of Surety Bonds 2002」, 「Twelve-Year Experience Summaries」資料より作成

図表 1-12 ボンド保証料の値上がり状況



出典：保険代理店＆ブローカー委員会（NIAB：The Council of Insurance Agents & Brokers）資料より作成

## 5. 工事代金支払の管理

下記に該当した場合、ボンド会社は状況に応じて資金管理会社（Fund Administrator）に工事代金の管理を行わせている。

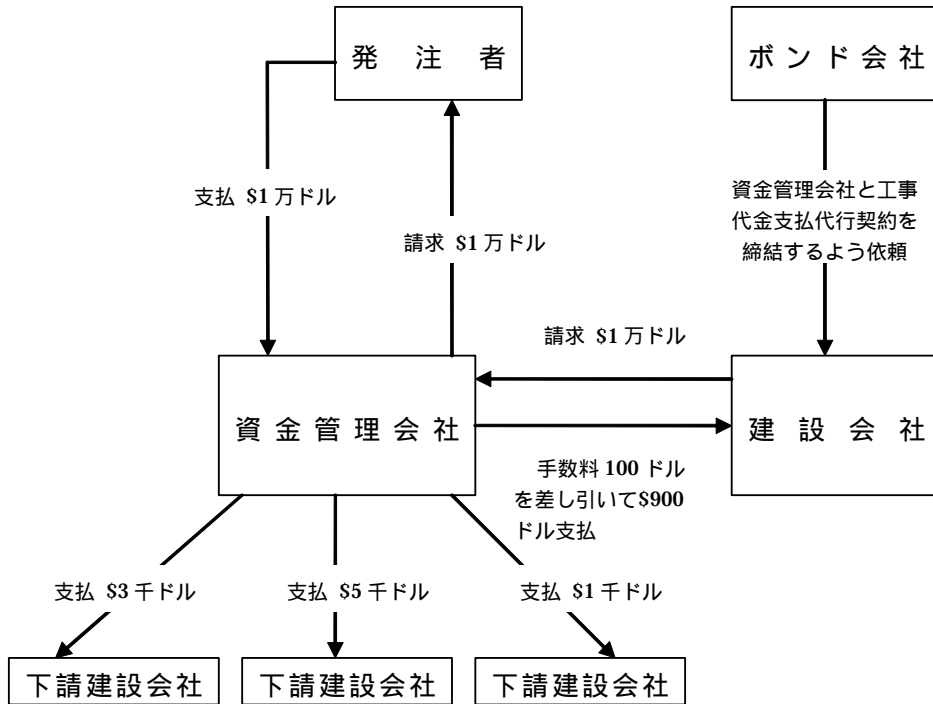
- ✚ 初めて保証を行う建設会社の場合
- ✚ 建設会社の財務内容が悪いと判断した場合
- ✚ 建設会社の受取・支払勘定のバランスが悪かったり、工事代金の受取が遅い場合
- ✚ 建設会社が施工経験のない工事の申し込みの場合
- ✚ 発注者の工事代金の支払いが遅いという評判がある場合

まず、ボンド会社は、ボンド引受条件の中に資金管理会社と工事代金支払代行契約を結ぶよう建設会社に依頼する。契約が締結された後下記の手順で工事代金が支払われていく。

建設会社が資金管理会社に工事代金を請求  
資金管理会社が発注者に工事代金を請求  
発注者が資金管理会社に工事代金を支払  
資金管理会社が下請建設会社に工事代金を支払  
資金管理会社が契約書で決められた手数料を差し引いて建設会社に残金を支払

資金管理会社は の時点で、建設会社から送付されてきた請求書すべてが、適切な下請会社からの請求書か？等の確認を行っている。ボンド会社はあらゆるケースにおいて、リスクヘッジを行う。このようなリスクヘッジの対応は各ボンド会社によって違い、また当事者間の契約内容によって様々なケースが考えられる。ただ、このような資金管理会社を利用して資金管理を行うケースは頻繁にあるものではないようである。

図表 1-13 資金管理会社を利用した場合のフロー



注) Lockton Insurance Broker, Inc. マイケル・バナソファ氏より聴取し作成

## II. 建設会社が債務不履行になった場合のボンド会社の対応

### 1. コンサルタントの利用

#### a) はじめに

ボンド会社は、必要に応じて法律コンサルタント、会計コンサルタント、建設コンサルタント、技術コンサルタントを雇っている。ここでは各コンサルタントの役割について述べる。

#### b) 法律コンサルタント

法律コンサルタントとは弁護士のこと、主に建設会社が債務不履行になった際に以下の業務を行っている。

- ✚ 建設会社との契約に基づいてボンド会社の債務を減らす方法の検証
- ✚ 契約関係書類の法的効力の解釈
- ✚ 建設会社の債務不履行に関する書類（工事引継合意書、完成合意書等）の草案作成
- ✚ 建設会社の債務不履行から発生する工事履行割合や支払ボンドのクレーム対応
- ✚ 建設会社や保証人に対する訴訟に対応

#### c) 会計コンサルタント

会計コンサルタントとは、公認会計士（CPA：Certified public accountant）のことで建設部門を専門としている公認会計士をコンサルタントとして契約することがある。通常時においてもボンド会社は、建設会社に公認会計士を送り定期的に受け取っている監査済財務諸表の数値審査（Substantive tests）を行ったりしている。また、会計コンサルタントは建設会社が債務不履行になった際に以下の業務を行っている。

- ✚ 建設会社の財政状態を確認
- ✚ 建設会社の支払総額や契約留保金総額の確定
- ✚ 連邦・州政府の給与・売上税の支払状況を確認
- ✚ 損害賠償、動産、労災保険の保険料支払い状況
- ✚ 銀行からの借入状況などを把握

このようにボンド会社は、建設会社が債務不履行になったと判断した場合、弁護士や公認会計士を建設会社に送り込み、建設会社の債務不履行によるボンド債務を減らす努力をしている。

この時点でボンド会社は、下請会社に対する工事代金支払額を確定するだけでなく、支払ボンドでカバーされている下請建設会社からの請求なのかどうかの2点を確認しなければならない。上記の2点を確認するためにボンド会社は、債務不履行に陥った建設会社の社長や主要従業員と連絡を取り、支払状況・現場の出来形状況を把握する必要がある。

日本では建設会社が債務不履行後、状況を確認するため建設会社社長や現場監督等の当事者に連絡を取りたい場合、ほとんど連絡を取ることは不可能に近い。しかし、米国の場合、ほとんどのケースで建設会社社長や主要従業員と連絡が取れ、支払状況の確認や各契約書の確認を行うことができる<sup>17</sup>。しかし、当事者と連絡を取れないケースもあるためボンド会社は建設会社との間で、確認合意書(Identification Agreement)を交わしておき建設会社が債務不履行になり、当事者との連絡が取れない場合、建設会社の了承を取らなくてもボンド会社が会計記録や各契約書、請求書を確認することに同意する旨がこの契約書には盛り込まれている。確認合意書は、ボンド会社にとって、建設会社が債務不履行になった際に非常に重要な役目を果たすことになる。

一方、建設会社が債務不履行となって残務処理を行っているときに、法律コンサルタントや会計コンサルタントが支払状況の確認や各契約書の内容確認を行うことは可能であるが、多くの場合、調査時間がなく、当事者の協力が得られないため破産裁判所(Bankruptcy Court)に関係書類を持ち込んで裁判所の判断を仰ぐことになる<sup>18</sup>。といった回答もありボンド会社によって遭遇するケースは様々なようである。

#### d) 建設コンサルタント

建設コンサルタントは、工事管理を専門としたコンサルタントである。建設コンサルタントは建設会社が債務不履行になった際に以下の業務を行っている。

- 🚧 工事出来形査定
- 🚧 工事完成予定日
- 🚧 債務不履行となった建設会社が施工した場合の費用見積
- 🚧 代替建設会社が施工した場合の費用見積

ボンド会社が建設コンサルタントを利用する目的は、会計コンサルタントに会計関連資料の確認を行わせているのと同様に、現場関連資料の確認を行わせることが目的である。これによってボンド会社は 債務不履行建設会社に融資して工事を完成させる。 債務不履行建設会社

---

<sup>17</sup> 米国保証協会(SAA) ロバート・デューク氏にインタビュー調査

<sup>18</sup> AON Inc. ジェイク・ヤマモト氏にインタビュー調査

からボンド会社が工事を引継ぎ完成させる。 工事代金の差額を発注者に弁済する。等の選択肢から保証債務が最も少ない選択肢を適切に選択できる資料を作成させる。

建設コンサルタントには弁護士や公認会計士のような資格はないが、工事見積、工程管理、資材調達、図面・仕様書の作成、労務管理等、幅広い業務がボンド会社から要求されるため、大きな建設工事のプロジェクトマネージャーかコンストラクションマネージャーの相当な実務経験がなければ建設コンサルタントの仕事を行うことは困難であるといえる。

また、通常の入札にも参加している建設会社が、コンサルタント部門を持ちコンサルタント業務を行ったり、代替建設会社となって残工事を完成させたりする場合もある。ボンド会社は社内建設技術者を雇用しているケースは少なく<sup>19</sup>、この業務はほとんどコンサルタントへの委託になっているものと考えられる。

#### **e) 技術コンサルタント**

技術コンサルタントは、債務不履行となった建設会社が施工していた工事に関して構造上の欠陥など技術的な問題についてボンド会社にアドバイスしている。

#### **f) ボンド会社のコンサルタント利用頻度**

ボンド会社がこういったコンサルタントを雇うかボンド会社自ら対応するかの判断は、そのときの状況や問題の内容によって変わる。しかし、基本的には倒産規模の大きい物件に対してコンサルタントを利用している<sup>20</sup>。

しかし、現実的には問題が発生してすぐに対応しないと、調査に必要な資料入手が困難となり、当事者の協力が得られなくなる可能性が高くなるため、コンサルタントを利用しているケースの方が多いようである。米国保証事業協会（SAA：Surety Association of America）の資料を基にコンサルタント費用を推計すると、1993年の契約ボンドビジネスにかかるコンサルタント費用は1億ドル<sup>21</sup>（125億円<sup>22</sup>）と推計しており、ボンド会社のコンサルタント利用頻度は高いと考えられる。

---

<sup>19</sup> ボンド会社に対するアンケート調査（当米国事務所2002年10月実施）によれば、回答企業22社中18社が社内建設技術者を雇用していないと回答。残りの4社も1~2人とどまっている。

<sup>20</sup> 米国保証協会（SAA）ロバート・デューク氏にインタビュー調査

<sup>21</sup> Bond Default Manual より

<sup>22</sup> 2002年の平均レート（1US\$=¥125.39）を使用